

## 注 文 書

- 1 契約番号 2026000293
  
- 2 件 名 令和8年度大崎市公式ウェブサイト広告掲載事業
  
- 3 場 所 大崎市古川七日町1番1号
  
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  
- 5 別添書類
  - (1) 仕様書
  - (2) 参考明細書
  
- 6 担 当 課 大崎市総務部秘書広報課

# 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度大崎市公式ウェブサイト広告掲載事業

## 2 業務内容

市が管理運営する大崎市公式ウェブサイトを媒体として、広告代理店等が、大崎市広告掲載要綱（平成20年4月1日告示第87号）及び本仕様書に規定する諸事項を遵守して、大崎市内の広告掲載希望者を優先に募集を行い、広告代理店等を通じて申し込まれたバナー広告を、市が審査を行い掲載の可否を決定してウェブサイトへ掲載するもの。

## 3 入稿場所

大崎市総務部秘書広報課

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号

電話番号 0229-23-5023 FAX番号 0229-23-4702

E-mailアドレス hisho@city.osaki.miyagi.jp

## 4 アクセス数

月平均184,297件（令和7年2月から令和8年1月末まで）

## 5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6 広告を掲載できる期間

令和8年5月1日から令和9年4月30日までの12回分

## 7 広告の枠数

10枠

## 8 広告の掲載位置

大崎市公式ウェブサイトのトップページ下部

## 9 広告の募集と作成

広告代理店等は、大崎市広告掲載要綱第4条及び第5条の規定に基づき、大崎市内の事業者等を優先に広告掲載希望者を募集し、本仕様書別表の規定を遵守して広告を作成すること。

## 10 広告の申し込み

広告代理店等は、「大崎市公式ウェブサイト広告掲載申込書」に広告データを添えて、広告掲載を希望する月の2週間前までに総務部秘書広報課に申し込むこと。

## 11 広告の掲載

① 1年度において、1度の申込みによりバナー広告を掲載できる期間は、最短1か月、最長12か月とする。

② 掲載期間にかかわらず同一の広告主が複数枠の広告掲載を申し込むことはできない。

- ③ 広告の掲載は、掲載開始月の初日の午前9時までに行う。ただし、大崎市役所の閉庁日と重なる場合は、その翌日以降の直近の開庁日午前9時までに行うものとする。
- ④ 広告の削除は、掲載期間満了月の翌月初日の午前9時までに行う。ただし、大崎市役所の閉庁日と重なる場合は、その翌日以降の直近の開庁日午前9時までに行うものとする。

12 広告内容の変更

広告主が広告の内容を変更する場合は、広告代理店等を通じて、大崎市公式ウェブサイト広告掲載内容変更申込書により、掲載を希望する月の2週間前までに総務部秘書広報課に提出すること。

13 広告掲載料の納付

広告掲載料は、市が発行する納入通知書により下表のとおり納入するものとする。

支払区分	支払期日
第1期：契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和8年4月30日
第2期：契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和8年7月31日
第3期：契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和8年11月2日
第4期：契約金額から上記の合計額を控除した額	令和9年2月1日

14 広告掲載の取下げ

広告主が自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、広告代理店等を通じて、書面により大崎市長へ申し出ること。

15 広告掲載料の返還

- ① 広告主又は広告代理店等の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、連続して掲載をしなかった日数に応じて、広告掲載料を返還するものとする。この場合における日数は、連続して掲載しなかった24時間を1日として、日に換算して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる）を基に、市と広告代理店等が協議の上で返還額を決定するものとし、利子は付さないものとする。
- ② 広告主又は広告代理店等の自己都合による広告掲載の取下げのほか、自然災害等の不可抗力及び悪意ある第三者からのサイバー攻撃等が要因となり、ウェブサイトそのものの公開が困難な場合は、広告掲載料又は契約料を返還しない。

16 その他

- ① 市が募集し現在掲載しているバナー広告及び広告主の取扱いは、広告代理店に引き継ぐものとし、広告代理店は、掲載期間及び掲載料について適切に調整を図るものとする。
- ② 大崎市広告掲載要綱及び本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市と広告代理店等との間で協議を行い決定するものとする。

別表

データの作成	<p>サイズ：1 枠：縦60ピクセル×横160ピクセル 形式：GIF・JPEG・PNGのいずれか 容量：100kb以下</p> <p>広告の表現について、ページデザインのユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 禁止する表現</p> <p>次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。</p> <p>ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン</p> <p>イ アラートマーク（「警告」「注意」など、あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）</p> <p>ウ ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるようなもの）</p> <p>エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）</p> <p>オ プルダウンメニュー（あたかも選択肢があるかのような誤解を与えるもの）</p> <p>カ アニメーション</p> <p>(2) 大崎市公式ウェブサイトとの区別化</p> <p>閲覧者が大崎市公式ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が大崎市の事業であると錯覚するおそれのある表現を使用してはならない。</p> <p>(3) 色調及び解像度について</p> <p>文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に色や模様等を使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。また、解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。</p> <p>(4) その他注意事項</p> <p>ア 広告は分かりやすい適正な言葉と文字を用いること</p> <p>イ 閲覧者に誤解や錯覚を起こさせるような表現を用いないこと</p> <p>ウ 閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと</p>
--------	---

## 参考明細書

大崎市公式ウェブサイト広告掲載事業

区 分	枠数	月数	単価		金額 (税別)
	枠	月	円		円
縦 60ピクセル 横 160ピクセル	10	12	1 枠		
合 計					

※消費税を含みません。